

令和 5 年 9 月 7 日
 子ども・若者部
 児童相談支援課

世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

国等において、産後ケア事業利用者の利用料負担につき、所得の状況に関わらず、利用しやすい環境を整える観点から、産後ケア事業を必要とする全ての産婦を対象とする利用者負担の減免支援（国庫補助金、都補助金）が導入された。

区は、こうした減免支援が導入された趣旨を踏まえ、当該国庫補助金等の活用を図り、産後ケア事業の利用料の変更等を行うため、世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例を令和 5 年第 3 回区議会定例会に提案する。

2 主な改正内容

(1) 所得割課税額が 0 円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。以下「住民税非課税世帯等」という。）に属する者の利用料を変更する改正を行う。

(2) 所得割課税額が 0 円以外の世帯に属する者（以下「課税世帯」という。）が、区長が別に定める利用券（以下「クーポン券」という。）を提出した場合、利用料を減額する特例措置を規定する改正を行う。

3 利用料の変更等の内容について（改正後の利用料等の一覧は（別紙 1）参照）

(1) 住民税非課税世帯等

以下のとおり利用料を変更する。

利用類型	現行		改正後	
		多胎児利用 (2 人目以降)		多胎児利用 (2 人目以降)
ショートステイ (1 日あたり)	1,500 円	250 円	0 円	0 円
デイケア	1,000 円	120 円	0 円	0 円
アウトリーチ	700 円	100 円	0 円	0 円

(2) 課税世帯

対象となる利用者にクーポン券（5 枚）を配付し、クーポン券の提出時に限り利用料を以下のとおり減額する。

利用類型	現行		クーポン券提出時の減免額		クーポン券提出時の利用料	
		多胎児利用 (2 人目以降)		多胎児利用 (2 人目以降)		多胎児利用 (2 人目以降)
ショートステイ (1 日あたり)	4,500 円	500 円	2,500 円	500 円	2,000 円	0 円
デイケア	3,000 円	250 円	2,500 円	250 円	500 円	0 円
アウトリーチ	2,000 円	200 円	2,000 円	200 円	0 円	0 円

クーポン券の対象施設：産後ケア事業の対象施設（区立産後ケアセンター、ママズルーム、至誠会第二病院）

4 改正案

別紙 2「新旧対照表」のとおり

5 施行予定日

令和 5 年 1 0 月 1 日

新たな利用料等は、令和 5 年 1 0 月 1 日以降の利用日から適用

6 予算額

利用料減免のための必要額を令和 5 年第 3 回区議会定例会（第 3 次補正予算）に提案する。

	項目	金額	備考
歳出	委託料	1,669千円	ママズルーム、至誠会第二病院利用料減額分
	印刷製本費	400千円	クーポン券、申請書作成
	計	2,069千円	
歳入	使用料	7,438千円	区立産後ケアセンター利用料分
	国庫補助金	4,552千円	母子保健衛生費国庫補助金（補助率 1 / 2）
	都補助金	4,552千円	とうきょうママパパ応援事業（補助率 1 / 2）
	計	1,666千円	

7 今後のスケジュール（予定）

令和 5 年 9 月 子ども・若者施策推進特別委員会（条例改正提案）

令和 5 年第 3 回区議会定例会（条例改正・補正予算提案）

区民周知（窓口、利用施設等でのチラシ配付、区ホームページ更新）

1 0 月 改正条例施行

(別紙1)

改正後の利用料等一覧

			ショートステイ (宿泊) 区立産後ケアセンター 至誠会第二病院		デイケア (日帰り) 区立産後ケアセンター ママズルーム		アウトリーチ (訪問) 区立産後ケアセンター	
			(1日あたり)	多胎児利用 (2人目以降)	(1日あたり)	多胎児利用 (2人目以降)	(1日あたり)	多胎児利用 (2人目以降)
利用料	課税世帯	通常時 (クーポン券提出なし)	4,500円	500円	3,000円	250円	2,000円	200円
		<u>クーポン券提出時 (通算5日上限)</u>	<u>2,000円</u>	<u>0円</u>	<u>500円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>
	住民税非課税世帯等	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	
	被保護者世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
事業利用可能日数 (各施設通算)			(ショートステイのみ) 7日		(デイケア・アウトリーチ合わせて) 7日			

※下線部が今回の改正に係る部分

(参考) きょうだい利用《変更なし》

		ショートステイ (1日あたり)	デイケア
利用料	課税世帯	1,700円	1,000円
	住民税非課税世帯等	900円	600円
	被保護者世帯	0円	0円

※小学校就学前の乳児の兄弟で1家族1名まで

世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立産後ケアセンター条例 平成29年10月3日条例第45号	○世田谷区立産後ケアセンター条例 平成29年10月3日条例第45号
(略)	(略)
第1条～第21条 (略)	第1条～第21条 (略)
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
第1条 (略)	第1条 (略)
(準備行為)	(準備行為)
第2条 (略)	第2条 (略)
<u>(利用券の提出による利用料の額に関する特例措置)</u>	
<u>第3条 所得割課税額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額（規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）をいう。以下同じ。）（4月1日から6月30日までの間に事業を利用する場合にあっては、前年度分の所得割課税額とする。以下同じ。）が0円を超える世帯に属する者が、事業の利用の際、区長が別に定める利用券を提出した場合は、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。</u>	
<u>別表1の部宿泊（1泊目）の項</u>	<u>9,000円</u> <u>4,000円</u>
<u>別表1の部宿泊（2泊目以降）の項</u>	<u>4,500円</u> <u>2,000円</u>
<u>別表1の部日帰りの項</u>	<u>3,000円</u> <u>500円</u>
<u>別表3の部宿泊（1泊目）の項</u>	<u>1,000円</u> <u>0円</u>
<u>別表3の部宿泊（2泊目以降）の項</u>	<u>500円</u> <u>0円</u>
<u>別表3の部日帰りの項</u>	<u>250円</u> <u>0円</u>
<u>附 則</u>	

改正後

改正前

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

別表 (第13条関係)

別表 (第13条関係)

種別	利用形態	利用料		
		所得割課税額が0円を超える世帯に属する者	所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税世帯を含む。)に属する者	被保護者
1 第4条第1号に掲げる事業を利用する場合(次項又は3の項に定める場合に該当するとき、それぞれ次項又は3の項に定める額を加算する。)	宿泊(1泊目)	母子1組につき 9,000円	母子1組につき <u>0円</u>	母子1組につき 0円
	宿泊(2泊目以降)	母子1組につき 4,500円	母子1組につき <u>0円</u>	母子1組につき 0円
	日帰り	母子1組につき 3,000円	母子1組につき <u>0円</u>	母子1組につき 0円

種別	利用形態	利用料		
		所得割課税額(4月1日から6月30日までの間に事業を利用する場合には、前年度分の所得割課税額)が0円以外の世帯に属する者	所得割課税額(4月1日から6月30日までの間に事業を利用する場合には、前年度分の所得割課税額)が0円の世帯(均等割のみ課税世帯を含む。)に属する者	被保護者
1 第4条第1号に掲げる事業を利用する場合(次項又は3の項に該当するとき、それぞれ次項又は3の項に定める額を加算する。)	宿泊(1泊目)	母子1組につき 9,000円	母子1組につき <u>3,000円</u>	母子1組につき 0円
	宿泊(2泊目以降)	母子1組につき 4,500円	母子1組につき <u>1,500円</u>	母子1組につき 0円
	日帰り	母子1組につき 3,000円	母子1組につき <u>1,000円</u>	母子1組につき 0円

改正後					改正前				
2 第6条第3項の規定により、事業を利用する子の兄又は姉（次項に規定する多胎妊娠に係る子に該当する者を除く。）が施設を使用する場合	宿泊（1泊目）	1人につき 3,400円	1人につき 1,800円	1人につき 0円	2 第6条第3項の規定により、事業を利用する子の兄又は姉（次項に規定する多胎妊娠に係る子に該当する者を除く。）が施設を使用する場合	宿泊（1泊目）	1人につき 3,400円	1人につき 1,800円	1人につき 0円
	宿泊（2泊目以降）	1人につき 1,700円	1人につき 900円	1人につき 0円		宿泊（2泊目以降）	1人につき 1,700円	1人につき 900円	1人につき 0円
	日帰り	1人につき 1,000円	1人につき 600円	1人につき 0円		日帰り	1人につき 1,000円	1人につき 600円	1人につき 0円
3 事業を利用する子が多胎妊娠に係る子の1人である場合の当該利用に係る子以外の多胎妊娠に係る子が事業を利用する場合	宿泊（1泊目）	1人につき 1,000円	1人につき <u>0円</u>	1人につき 0円	3 事業を利用する子が多胎妊娠に係る子の1人である場合の当該利用に係る子以外の多胎妊娠に係る子が事業を利用する場合	宿泊（1泊目）	1人につき 1,000円	1人につき <u>500円</u>	1人につき 0円
	宿泊（2泊目以降）	1人につき 500円	1人につき <u>0円</u>	1人につき 0円		宿泊（2泊目以降）	1人につき 500円	1人につき <u>250円</u>	1人につき 0円
	日帰り	1人につき 250円	1人につき <u>0円</u>	1人につき 0円		日帰り	1人につき 250円	1人につき <u>120円</u>	1人につき 0円

備考

(削除)

1 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るもの

備考

1 この表において「所得割課税額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額（規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）をいう。
2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るもの

改正後	改正前
<p>を含む。)をいう。</p> <p><u>2</u> この表において「被保護者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。</p>	<p>を含む。)をいう。</p> <p>3 この表において「被保護者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。</p>